様式第3号

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

国頭村長

妊婦給付認定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に国頭村外に転出した場合には、転出日をもって国頭村の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）

また、取消しにより国頭村から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。